

新潟港で「みなと緑地 PPP」が始動！

～港湾環境整備計画制度（みなと緑地 PPP）の3号案件が認定されました～

国土交通省港湾局では、港湾緑地等において官民連携によりみなとの賑わい空間を創出するため、港湾環境整備計画制度（通称：みなと緑地 PPP）の導入促進を図っています。

本日、新潟県が新潟港万代テラスにおける港湾環境整備計画の認定を行いました。これにより、みなと緑地 PPP の活用は、神戸港、大阪港に続き、全国で3カ所目となります。

今後、新潟港万代テラスにおいて、認定事業者である株式会社ピーエイによる事業実施により賑わい空間の創出が期待されます。

《みなと緑地 PPP》

みなと緑地 PPP とは、港湾緑地等において、港湾環境整備計画に基づき、カフェ等の収益施設の整備を行うとともに、収益の一部を還元して緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、緑地等の行政財産の長期貸付けを可能とする制度であり、令和4年12月の港湾法改正により創設されました。

【添付資料】

- 別紙1 新潟港万代テラス
- 別紙2 みなと緑地 PPP 制度概要
- 別紙3 新潟県報道資料

みなと緑地 PPP の関連情報は以下のウェブサイトからご確認いただけます。

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000061_2.html

【お問い合わせ先】

港湾局 産業港湾課 担当：浜口、田中

代表：03-5253-8111(内線 46423、46435) / 03-5253-8673(直通)

